

事 務 連 絡

平成 29 年 8 月 17 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童養護施設等におけるいわゆる「性的マイノリティ」
の子どもに対するきめ細かな対応の実施等について

子ども家庭福祉行政の推進については、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童養護施設等においては、子どもに関する問題や特性が多様化しており、より個別的・専門的な対応が必要となっています。このため、個々の子どものニーズに応えられるよう計画的に支援が行われているところです。

性同一性障害等のいわゆる「性的マイノリティ」とされる子どもに対しても、同様の丁寧な対応が必要と考えられることから、別添の文部科学省における取組（文部科学省作成のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向け））も参考に、児童養護施設等における性的マイノリティの子どもに対するきめ細かな対応の実施等について、管内児童福祉施設や里親等に対して、周知をお願いいたします。

<文部科学省ホームページ>

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf